

小笠原国有林における新たな取組について ～小笠原諸島森林生態系保護地域の保全管理の方向づけ～

林野庁では、世界遺産推薦も視野に入れ、小笠原諸島の国有林を「森林生態系保護地域」として適切に保全管理していくための総合的指針として、学識経験者や関係行政機関からなる「保全管理委員会」における結論を踏まえ、3月27日に「保全管理計画」を策定しました。

平成20年度からは、これに基づき、貴重な固有生態系を脅かす外来種であるアカギ、モクマオウの駆除等の本格的実施に着手します。また、生態系の保全と利用の調整のためのルールを導入します。

保全管理計画の概要（資料1及び資料2）

・ この保全管理計画のポイントは、

- (1)小笠原の在来種を保存するため外来種対策を積極的に実施すること
- (2)無秩序な入込による植生衰退が進まないよう、立入は指定したルートに限定し、講習を受けた者（ガイド等）の同行を条件とするなどの新たな利用のルールを導入すること（資料3参照）

の二点です。

- ・ このような外来種対策や利用のルールを位置づける計画の策定は、国有林の森林生態系保護地域においては全国で初めてです。
- ・ 計画の策定に当たっては、学識経験者、関係行政機関等により構成された保全管理委員会を現地にて3回開催するなどコンセンサスを形成しています（資料4参照）。

<添付資料>

- ・ 資料1：保全管理計画の概要
- ・ 資料2：森林生態系保護地域位置図
- ・ 資料3：入林手続き
- ・ 資料4：委員会開催経緯及び委員構成

お問い合わせ先

国有林野部経営企画課

担当者：森林環境保護班・金谷、竹中

代表：03-3502-8111（内線 6283）

ダイヤルイン：03-6744-2322

FAX：03-3592-6259

関東森林管理局 計画部 計画課

担当：岡井

TEL 027-210-1170

同 東京事務所

担当：原田

TEL 03-3699-2530

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

「小笠原諸島森林生態系保護地域 保全管理計画」の概要

～科学的根拠に基づく計画的な取組に向けた 総合的な指針～

関東森林管理局 計画課

はじめに（経緯・概要）

平成19年4月、関東森林管理局は小笠原国有用林における保護林（標記保護地域）の割合を約8割まで拡充し、世界自然遺産推薦も視野に入れ、関係機関との連携の下、適正な保全・管理のための検討・実施を図ってまいりました。その中で、本年3月、今後の計画的な取組のための総合的な指針として「保全管理計画」を策定しました。

当計画書の内容は、次の4項目で構成されています。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 対象地の概要 | ② 保全管理に関する基本的事項 |
| ③ 当面の課題に関する事項 | ④ 推進体制等 |

以下、項目毎にその概略を紹介することとします。

① 対象地の概要について

保護地域の位置・面積、列島毎の自然特性等を記述しています。

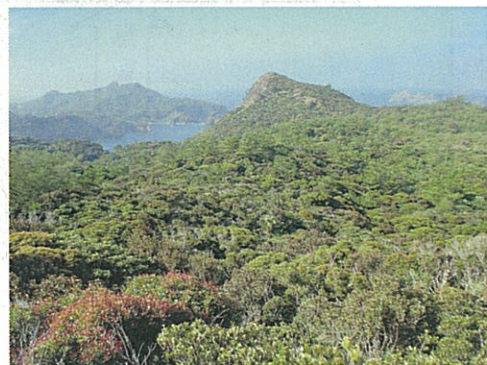
② 保全管理に関する基本的事項について

保護地域は、「保存地区（コアゾーン）」と「保全利用地区（バッファゾーン）」に区分されています。前者は原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる地区、後者はその緩衝帯となる地区で、それぞれ5,319ha、261haの設定がなされています（資料2位置図参照）。

③ 当面の課題に関する事項について

1-特に緊急に対策を講ずるべき地域（資料2位置図参照）

- 父島（東部）・・・乾性低木林が広がり固有種が多く、絶滅危惧種であるアカガシラカラスバト等の繁殖場所としても重要な地域。
※ モクマオウ・アカギの侵入への対策が必要。
- 兄島・・・小笠原諸島最大規模の乾性低木林が分布。
※ モクマオウ・リュウキュウマツの侵入、ノヤギの食害への対策が必要。
- 母島（中北部）・・・原生的な湿性高木林であり、大径木や希少な草本も多い。アカガシラカラスバト等の繁殖場所としても重要な地域。
※ 生育域が拡大しているアカギへの対策が必要。



兄島の乾性低木林

2-外来種に関する事項

- 植物種…外来種であるアカギ・モクマオウ・リュウキュウマツ・ギンネムなどが分布。それらの分布域の拡大によって固有の植生が駆逐されるなど、固有の生態系に対する影響が懸念されるため、効果的な除去が必要。
- 動物種…ノヤギ・ノブタ・ノネコ・ネズミ類による植生の破壊、土壌浸食などの被害及び固有・希少動植物への影響が懸念され、排除対策が必要。



アカギの除去（巻き枯らし）



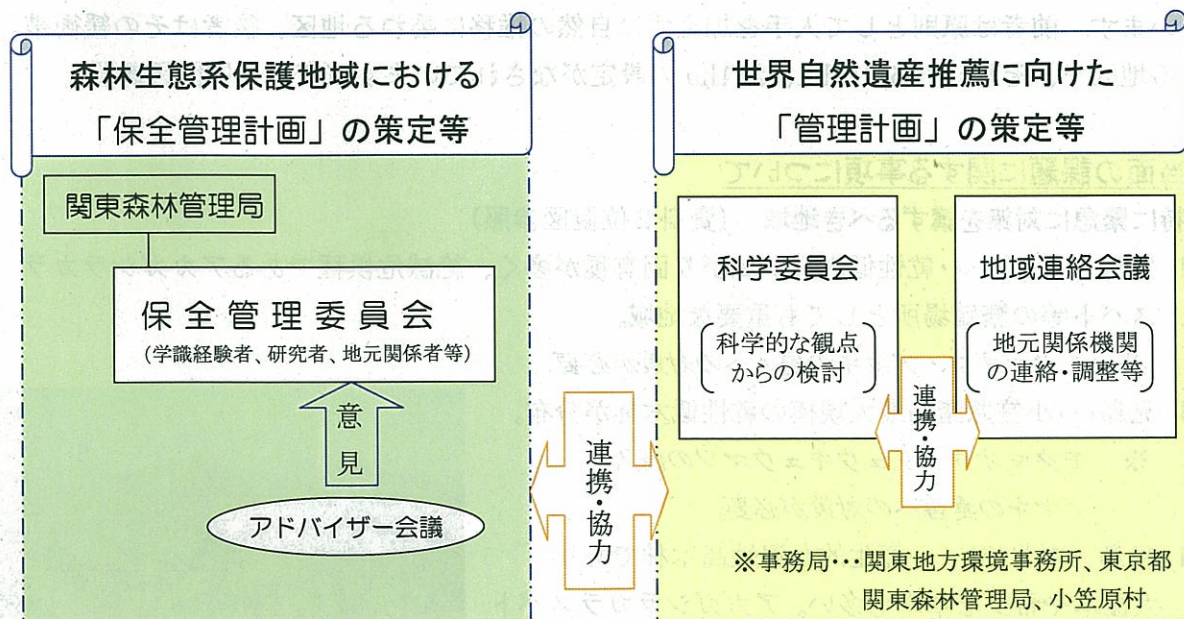
アカガシラカラスバト（絶滅危惧ⅠA類）

3-利用に関する事項

固有の生態系へのインパクト軽減・保全のため、立入手続きの基準等の検討や利用ルールの周知等を行い、関係機関等と連携して利用と保護の調整を図っていくこととしています。

④ 推進体制等について

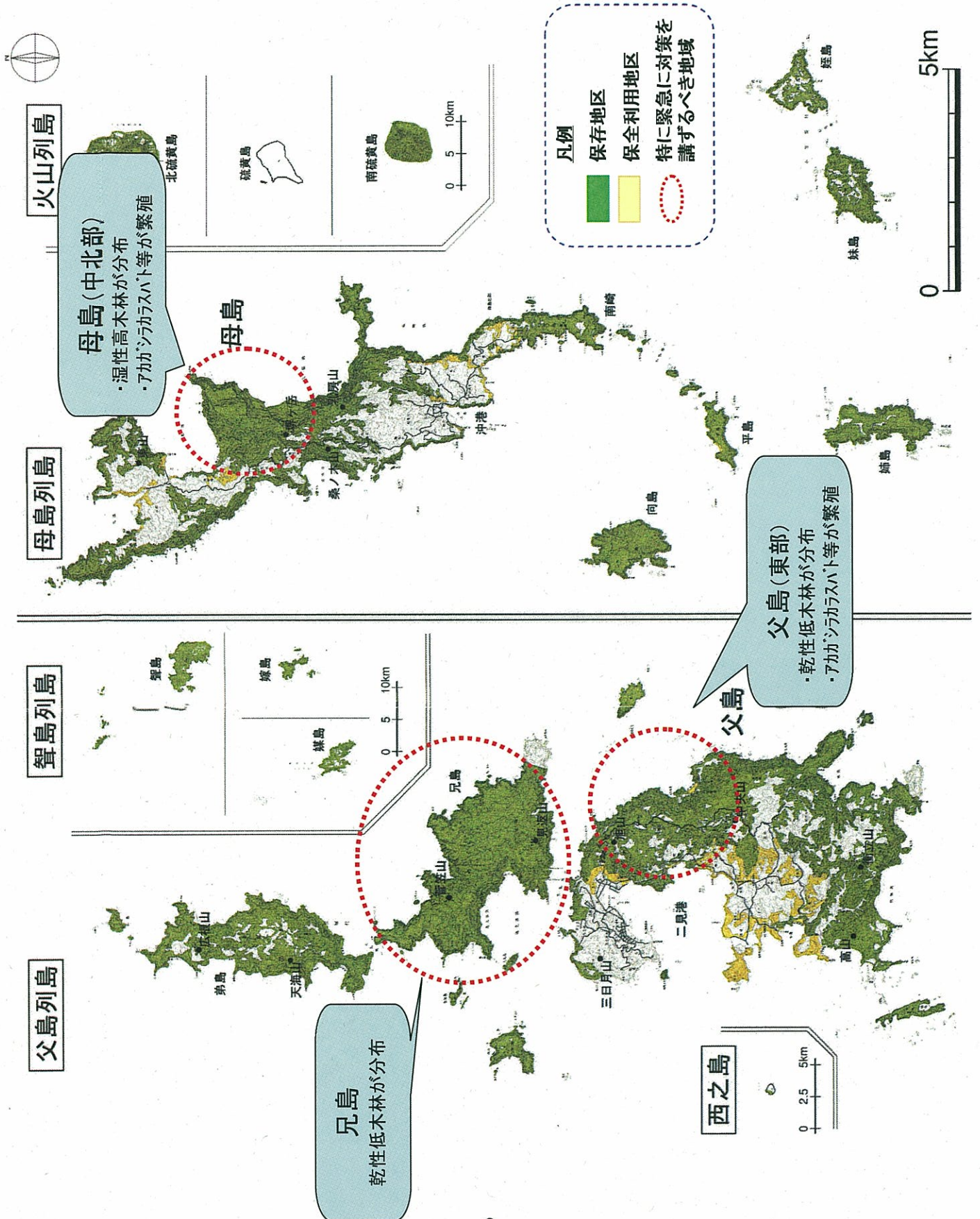
科学的根拠に基づいた計画的な保全・管理のための検討・実施を、関係機関と連携して取り組んでまいります。



おわりに（今後の予定）

平成20年度から新たに現地に「小笠原諸島森林生態系保全対策室」を設置し、貴重な自然環境の保全を図るための外来種対策等を本格的に実施していく予定です。

【位置図】 小笠原諸島 森林生態系保護地域



国有林の「森林生態系保護地域」における 入林手続きについて（案）

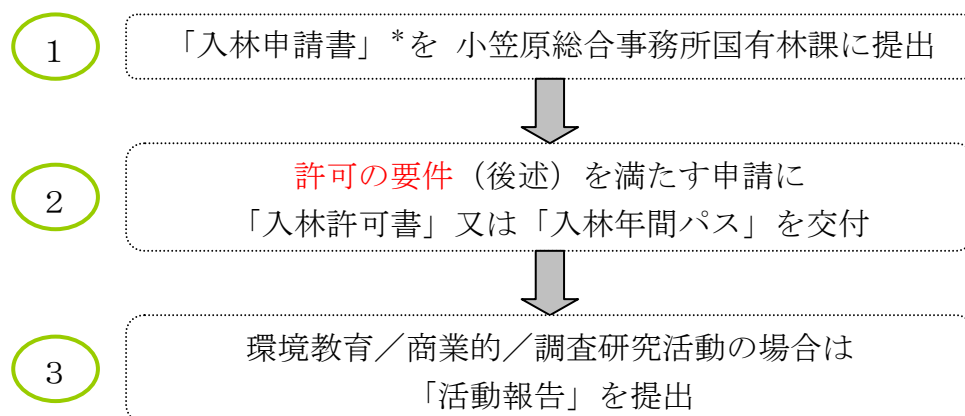
小笠原諸島の国有林では、レクリエーションや環境教育活動等、利用による固有の生態系へのインパクトを軽減し、将来的にも持続可能な利用と生態系保護の調整を図るため、森林生態系保護地域（以下「保護地域」）において、次のような仕組みの導入（平成20年9月～）を検討しています。

- 保護地域に入林する場合、原則※ **許可手続きをとるか、または許可を受けた方に同行**することが必要となります。

※ 許可不要の場合

- ・ 自らの所有地への通行
 - ・ 公道や貸付歩道、海岸の通行
 - ・ 保全利用地区（バッファゾーン）における指定されたルートの通行
- 等

□■ 入林申請／許可 について



* 地方公共団体の職員等は、「入林届」を提出

□■ **許可の要件** は次のとおりです。

保存地区（コアゾーン）

- ・ **利用講習**（後述）の受講者であること
- ・ 立入目的が、保護地域設定の趣旨に反しないこと
- ・ 次の場合、立入の場所・期間が目的達成のために必要最小限の範囲であること
 - i) モニタリング、学術研究その他
 - ii) 非常災害のための応急措置
 - iii) 標識類の設置・維持修繕
 - iv) 既設歩道等の維持修繕
 - v) その他法令等の規定に基づき行う行為
- ・ 上記 i～v 以外の場合、**立入場所**が「指定ルート」の範囲内であること
- ・ 「指定ルート」で入林期間が限定されている場合、その範囲内であること
- ・ **同行者の人数**が 10 人（南島は 15 人、母島石門は 5 人）以内であること

保全利用地区（バッファゾーン）

- ・ 立入目的が、保護地域設定の趣旨に反しないこと

□■ 「保存地区」の入林許可には、**利用講習の受講が必要**です。

時 期	定期開催
場 所	父島、母島
内 容	ルール・ルートの説明、在来種の保護・保全（外来種対策等）、安全対策、関係法令等
受 講 資 格	小笠原村に住所を有する者、自然ガイド・環境教育の指導者、調査研究関係者等（受講時に 18 歳以上であること）
有 効 期 間	2 年間（新規・更新講習）
	<p>注 次の者の新規及び更新講習は、簡易な講習に代えることができます</p> <p>ア) 父島・母島に居住し、自らのレクリエーション活動として保護地域を利用する者</p> <p>イ) 調査研究関係者</p>

□■ 皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

1 保全管理計画 検討の経緯

- (1) 第1回委員会：平成19年5月18日
(議題) ア 委員会設置要領の説明
イ 委員会運営規程の提案・審議・決定
ウ 保全管理計画の構成・考え方の提案・審議
エ 年間・次回スケジュールの提案・審議
※地元報告会（委員会設置の趣旨、今後の予定）
- (2) アドバイザー会議：平成19年7月20日
(議題) ア 委員会設置要領の説明
イ 委員会運営規程の説明
ウ 保全管理計画素案の説明・助言
エ 年間・次回スケジュールの説明
- (3) 第2回委員会：平成19年8月22日
(議題) ア 保全管理計画素案の提案・審議
イ 次回スケジュールの提案・審議
(専門部会の設置等を含む。)
※地元報告会（委員会の概要）
- (4) アドバイザー会議：平成19年10月23日
(議題) 保全管理計画修正案の説明・助言
- (5) 意見調整：平成19年10月～12月(FAX・メール等)
保全管理計画修正案の提案・意見提出・調整
(必要に応じて委員会を開催)
- (6) アドバイザー会議：平成20年1月31日
(議題) 保全管理計画最終案の説明・助言
- (7) 第3回委員会等：平成20年2月26日
第3回保全管理委員会：平成20年2月26日
(議題) ア 保全管理計画最終案の提案・審議
イ 次年度以降スケジュールの提案・審議
〔利用専門部会：平成20年2月25日〕
〔議題) ルートの検討作業等〕
※地元報告会（最終案の要約・今後の予定等）
- (8) 局内手続（決定）：平成20年3月27日

※ 平成20年9月頃までに、利用のルールの実体化に向けた調整・周知を進めていく予定です。

2 委員会等の構成

小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理委員会 名簿

○ 委員

清水	善和	駒澤大学総合教育研究部	教授
谷本	丈夫	宇都宮大学	名誉教授
安井	隆弥	NPO 法人小笠原野生生物研究会	理事長
堀越	和夫	NPO 法人小笠原自然文化研究所	理事長
宮川	典継	NGO 法人小笠原自然観察指導員連絡会	会長
森下	秀夫	小笠原村観光協会	会長
平賀	洋子	小笠原母島観光協会	副会長
前田	哲	小笠原支庁	支庁長
森下	一男	小笠原村	村長
中山	隆治	環境省小笠原自然保護官事務所	首席自然保護官

○ アドバイザー

阿蘇品	勉	環境省関東地方環境事務所	国立公園・保全整備課長
井上	卓	東京都環境局自然環境部	自然公園担当課長
可知	直毅	(公) 首都大学東京理工学研究科	教授
加藤	英寿	(公) 首都大学東京理工学研究科	助教
苅部	治紀	神奈川県立生命の星・地球博物館	主任学芸員
川上	和人	(独) 森林総合研究所野生動物研究領域	研究員
田中	信行	(独) 森林総合研究所植物生態研究領域	チーム長
横山	隆一	(財) 日本自然保護協会	常勤理事

(五十音順、敬称略)